



林弘法律事務所
弁護士
山中 理司 様

参議院事務局庶務部文書課長



事務局文書不開示通知書

令和 7 年 2 月 4 日付けの事務局文書開示申出書に記載された文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 不開示とした文書の名称

参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）として、以下の文書

- (1) 「参議院委員会提要 参議院委員部」
- (2) 「執務必携 参議院記録部」
- (3) 「参議院調査室事務提要」

2 不開示とした理由

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成 23 年 3 月 30 日事務総長決定。以下「規程」という。）は、第 2 条において開示の対象となる事務局文書を定義している。一方で、事務局の内部規定である規程における開示対象文書は、事務局のみで開示・不開示を判断できる文書に限定され、国会又は議院の諸活動に伴う種々の情報の取扱いについては、専ら国会又は議院の意思に基づき、法律及び議院規則等において規定されるべきであることから、規程第 2 条ただし書第 3 号において「立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの」が事務局文書から除外されることを定めている。そして、同号を受けて「参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 2 条第 3 号の事務総長の指定に関する件」（平成 23 年 3 月 30 日事務総長決定。以下「事務総長の指定に関する件」という。）が制定されている。

（1）は、委員長が議長へ提出する報告書及び要求書の記載内容、委員会における委員長の発言、委員会の運営に関する手続等を記した文書であり、事務総長の指定に関する件第 5 号に定める「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に関する文書に該当することから、規程第 2 条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

（2）は、会議録の作成・保存・提供に係る諸事項、会議における発言の訂正手続等を取りまとめたものであり、事務総長の指定に関する件第 6 号に定める「会議録に関する事項」に関する文書に該当することから、規程第 2 条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

(3) は、委員会等において審査又は調査を行った場合の報告書作成の手続等を説明した文書であり、事務総長の指定に関する件第1号に定める「議案その他の案件に関する事項」及び第5号に定める「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に関する文書に該当することから、規程第2条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

(注) 事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて苦情がある場合には、事務局が本通知を発出した日の翌日から起算して3月以内に、所定の書面にて、事務局に対して苦情を申し出ることができます。

(規程第13条、第14条及び第15条)

(担当) 文書課 電話03(3581)3111(内線74007~74010)

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）（抄）

（定義）

第2条 この規程において、「事務局文書」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの
- (3) 立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第2条第3号の事務総長の指定に関する件（平成23年3月30日事務総長決定）

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）第2条第3号の事務総長の指定するものは、次に掲げる事項に関する文書とする。

- 1 議案その他の案件に関する事項
- 2 役員、委員及び会派に関する事項
- 3 質問主意書に関する事項
- 4 国会に対する報告書、勧告書、意見書等に関する事項
- 5 議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項
- 6 会議録に関する事項
- 7 公報に関する事項
- 8 その他立法及び調査に関する事項